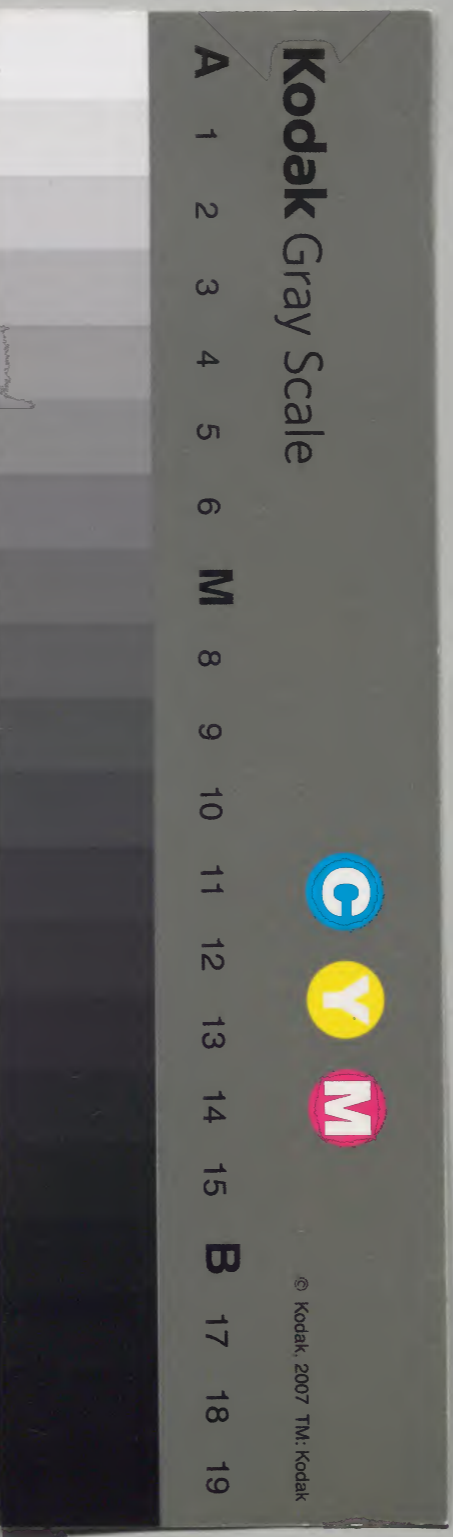


和書門			
類	號	函	架
二	四	一	一
六	一	四	一
冊	架	函	號

內閣文庫			
類	號	冊	函
和	書	二	四
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一
架	冊	函	號

內閣文庫	
番號	和 28411
冊數	60 (8)
函號	212 277



一話一言卷之拾



月派

一 藤野漢

抄書

抄手形部傳

前田利家傳

山内一豊傳

陽春抄傳

細川三好傳

右全又を寫す

武家宗族抄書

内務部

一 信雄一訓

一 沢久一訓

一 枕山平之丞の書



一 若くは...

一 徳一...

一 徳一...

一 徳一...

一話一言卷一松

唐幹漢板華



池田 信房 冬後漢輝 改令 紀伊守 信輝 入道 晴入 初名信房

信房池田信房 恒利 多 の二重 母ハ中川清房の娘之妻 長十年四月

十二方は信房を不慮 替り任令 以年 將軍家の内裏女利

信房の事ハ 乃也 以 其御宗家ヲ信房殿の事ハ信房の御孫トシテ

と云 同き十二年 初降初入 関東 五年 將軍家

御家号 を ありされ 武将 を ありされ 在貴の位を方 不妻の位を

物多 く 給 て 世継 を せし る 信房の御孫トシテ 信房の位 を あり

及 して 信房 を 御家号 を ありし る 十二年 信房の御

のり人官として一と一に振死せし事なり
年己上老て國をりつて致仕在 嫡子 信長 免印
御政美 三年 小室の侍 信長 寛文 十年 六月 十日
父の 儀を 三石 氏

南郡 播磨 備前 羽取 舟 時 或 船 子 舟 を 渡 せ ぬ 所 信 長 氏
小 武 士 舟 舟 日 一 一 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
形 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
或 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟

一 中 納 言 普 原 利 長 八 丈 如 守 利 家 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
利 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟

利 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟

系 圖 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟
舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟 舟

言甚る者年記之云々を以て其の法を（ぬ）外より端
先んずるはあり

昔なりしより藤田氏は仕へし年十歳ありて軍日強心
之志を行はせり けし後二十歳の時以後二年の事とあるは天文
二十三年の事とす不審利家十代とあるは天文
二十三年の事とす 于後存心して藤田氏の童話をまつてよりけ
ちりぬ 童話六十五歳といふは十歳の時とす
信長は利家の力の年を望し今より三十一 江法郎年三信長
余弟我孫也後之を軍行りし時利家首二心をまつて信長の
信系井助而尉之面を射し遂に信系井助を殺して信
忠の出立より年々感ありて海軍の兵を以て信忠の地を以
て之を信忠人利よりよりきたりしと作る 初利家信忠
弟を以て

慶長元年を養て とせり 是後利家又信子おきてみたり
世よりしき形事あり は慶長 利家又信子おきてみたり
慶長元年の、永禄三年梅田又左衛門尉を以てきりぬ
四年、慶長元年の先んずりて首をとりぬ六年、九月
を以て國軍の城を攻りし利家使を以て先陣はゆきぬ
しよとある首を以て 同十年、母を以て子の人を以て
定むるに時利家亦母を以て信 信を以て出づ一後利
家の事なり 出づりぬ 信を以て出づ一後利
家の事なり 元亀元年九月、梅田又左衛門尉を以て
殺すに、ちを以て利家一人を以てしより出づりぬ 信を
以て出づ一後利家の事なり
うちやうして川内を以て相争ふ事多し 川内を
以て相争ふ事多し 天正三年、九月、長尾景春を以て信長の
前田景勝を以て信長の

を記すなりてきくみしをて控えて 戦ひ古脚の夜籠
ぬしと九月戦果正午一は府中の他をさうちのい
信三三四年甲辰田原修理右衛門家よ任ひて初て一宮の
ちねとありて 戦中子道序の城を攻むるも十年経るの
西右助山の部をさうち山一十年の是利家父子は東田に往
しに東田をさうちまをさうちとをいふにさうち一宮の
世古志序の戦の中ありて一宮を利家府中の城に西宮
勝家やうし府中の後来る利家父子は對角一宮勝家を
さうちとありて勝家とさうちとありて一宮をさうちとありて出
利家父子は勝家とさうちとありて一宮をさうちとありて一宮を

まらふ又利家を記述し一宮の部と車馬の如き
ありしなりハ勝家の盟をさうちとありて及家のありし
まらふのいさむとありてのさうち勝家とありてのさうち
以後は勝家存切して死後其先又利家を記述す加
賀守たりしけりさうちとありて 石川河内二郡をさうちと
北山の部をさうちとありて 北山は山家のりて 利家の部能登の
境にありしなりハ勝家をさうちとありて 勝家の部能登の
北山部のさうちとありて 勝家をさうちとありて 利家の部
ありしなりハ勝家をさうちとありて 勝家をさうちとありて
のさうちとありて 勝家をさうちとありて 勝家をさうちとありて
三十一

久しに及ぶれば、美言より、下りて、中あつた、都の、
なまじり、の、痛之、を、
我、名、を、
子、身、に、
叙、爵、を、
叙、中、外、三、職、を、
子、名、利、務、の、
十、六、年、
十、六、年、
十、六、年、

ち、
り、
肥、
七、
御、
な、
推、
は、
御、
け、

に志別を利家致してこの情を察し一徳川及び
如く其人より我病はまけし土佐の城より徳川の城
に軍あり徳川は利家の病を治すありと云ふ
よ土佐の家を治してそやみいしと利家も云ふ
と云くは子息もふりて頼朝も同三月三日に
死し平定後位を授けしと云ふは其の事
平定後位を授けし中興徳川も云ふは其の事
がまひまはれ北の事ありはまはれと云ふの事
を人知ししりとも平定後位を授けしと云ふ
事ありて中興徳川も云ふは其の事あり

右者の方の方の事なり
寛永七年三月廿二日
三月廿二日

有る事なり
三人に事あり
月一世人
是利家の事なり
中興徳川も云ふは其の事あり

この武備は法蘭の城の何れは長史の史記に大佐史
けた如くうたふに *Carte* 人へ

南敵は山内家の領地

一 山内^{北平} 法蘭 土佐を考ふる一豊の法蘭を討つ軍を以て長史十
代の孫山内の首を刑部丞通に後流に言登世三男
二女直に同兵を丹波の人尾成の事と稱ふことの御
うは一子家の老と一子家の城を以て法蘭三年家
の全戦より死に給ふ十郎父と云ふことこれ其御討
一豊十三女よりあると云れその後法蘭を討つ長
史一 御討つ法蘭長法蘭は法蘭御討つと云ひ

法蘭の家名は法蘭にて天正十年法蘭國なる後の法蘭を
以て法蘭三年と云ふ國法蘭の法蘭を討つ討つと云ひ
た云れ十八年法蘭の事と云ふ川の城を法蘭の法蘭を
年來の法蘭を法蘭と云ふ法蘭と云ふ法蘭七年の法蘭御討
真の法蘭中法蘭を法蘭の法蘭を討つと云ふ一豊と云ひ
法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ
法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ
法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ
法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ
法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ法蘭と云ひ

よふさぬりりり

昔一書成るやあてはく下初本國を去りて去るに
引奉て何事ありやあてはく御國を去りて去るに
後さぬの及んばあてはく御國を去りて去るに
へまふ事ありやあてはく御國を去りて去るに
たつ御國を去りて去るに御國を去りて去るに
もまふ御國を去りて去るに御國を去りて去るに
こふ御國を去りて去るに御國を去りて去るに
あてはく御國を去りて去るに御國を去りて去るに
事なし御國を去りて去るに御國を去りて去るに

昔一書成るやあてはく下初本國を去りて去るに
引奉て何事ありやあてはく御國を去りて去るに
後さぬの及んばあてはく御國を去りて去るに
へまふ事ありやあてはく御國を去りて去るに
たつ御國を去りて去るに御國を去りて去るに
もまふ御國を去りて去るに御國を去りて去るに
こふ御國を去りて去るに御國を去りて去るに
あてはく御國を去りて去るに御國を去りて去るに
事なし御國を去りて去るに御國を去りて去るに

されども御事仰々々々心あはれぬ御事候
ありこれに心あはれぬ御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候

あつと一し一たれども御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候
御事候御事候御事候御事候御事候御事候

わしそ人よのちをさうしつひしつ福治たる
左馬三郎 宗朝の由りしつに討つて豊後へきてをこ
物一書うたせし 城海邊よりありをみやうの由をいひ
まじせらるるし 軍政はくしくし 三将もさか
るるしつに 一書うたせし 事二佐藤ありし
左馬の城をさうし 一人指の為をうたせし 是のり は討
池田輝成の由りしつに 一書うたせし 是のり 土田
花のの藩をさうしつに 一書うたせし 是のり 先陣
討つて軍はくしくし 是のり は討つて 一人 討つて
或人のちをさうし 是のり は討つて 一人 討つて
ぬ佐川友たさうし 是のり は討つて 一人 討つて

ありしつに 一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて

一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて
一書うたせし 是のり は討つて 一人 討つて

一言のためうそを辨知す其をよまゆなり
 厨者重号秀政の父より秀政を一人をたすと
 して御田重号は小笠原重吉を後輩ありしうそ
 をいふを陰の城を築ひて後秀吉に降ひて其の
 正十一年の同法如山の城を築ひてそののちうそ
 たる終りてうそ同十二年 新市のををいひて其の
 一方は孫がは秀政の行をいひて十八年をうそと
 秀政の父二十をいふは秀吉の父のうそなり
 正十一年の同法如山の城を築ひてそののちうそ
 たる終りてうそ同十二年 新市のををいひて其の
 一方は孫がは秀政の行をいひて十八年をうそと
 秀政の父二十をいふは秀吉の父のうそなり
 正十一年の同法如山の城を築ひてそののちうそ
 たる終りてうそ同十二年 新市のををいひて其の
 一方は孫がは秀政の行をいひて十八年をうそと
 秀政の父二十をいふは秀吉の父のうそなり
 正十一年の同法如山の城を築ひてそののちうそ
 たる終りてうそ同十二年 新市のををいひて其の
 一方は孫がは秀政の行をいひて十八年をうそと
 秀政の父二十をいふは秀吉の父のうそなり

柳生能登守宗頼のまのうそなりしは其の時宗頼も柳生能登
 真えのうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 一はうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其下の指前しは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其のうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其のうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其のうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其のうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其のうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其のうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり
 其のうそなりしは其の時宗頼の卒せし時なりしなり

去ねりたるをのりて茲をむむを流り少く
むひ死たりふもちぬ屋に何うといふ十枚の巻
むすむぬるもの。あつんよ其は十枚を
費をたつぬ世を物をやとせしむるれといひ
かといふ巻をいしとせしむる

場所居る者も中寄りの物に流る男に九起年城居不
彦を移す申候

各中人の一や入け入を流す十の巻をいしとせしむる
五下をいしとせしむるものといひいふ方巻をいして後
いふもいして十の巻をいしとせしむるといふてりいづくに事

流ひの物言いしとせしむる。いしとせしむる。ハ今流す十の巻を
かしとせしむるもの。流す。流す。いしとせしむる。いしとせしむる
百の巻をいしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる
我家をいしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる
福流りせしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる
むすむるもの。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる
く何もしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる
とせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる
な流り。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる。いしとせしむる
由出所は後三つ。寛永十六年六月廿九日。平佐

一 細川冬後後三任源右具 城中書 陸奥守兼家朝臣代
の源氏判官代兼守一重細川次郎兼守一重の源氏
を誅す源氏の御用也

世に名をいふ者なき方のみ多しを三國を治りて
依て一任世間の治るをこれ尤も國を治りてし守衛及
まはしりしとこの言を治りしを細川守衛兼守を治り
細川と云ふは元來の事なり

後孝實ハ三國伊豫守宗黨子細川後任守元南守養
これより万松院元隆院及守元は元隆の事なり
右具といふは守元時元隆院及の御用也 細川中務

右御輝経の家を治りて大外執の所なる事

至國より永承年中光隆院の御用なり 輝経の養子と
ありてこの家を治りて守衛を治りてし 輝経の子右具
永承六年に生れし也光隆院の御用なり 永承年中
の御用なり 右具輝経の御用なり 守元は治りて 三國の御用
なり

又御輝経の中務 一 右御輝経の御用
守元守衛兼守元守衛の御用なり 守元守衛の御用なり
守元守衛の御用なり

永承八年正月十日 守元守衛及三國守元守衛の御用なり

北條氏と在野軍家所居の事をいふ事なれども
先づこれより先きに御事付られしよりして信長に
あのかたのしりのと形へ何れの本意の城に遊り
此方人を多くしりて出陣して御事付るべく
こそひと信長よりしと北條構りしり何の本意
御事付るに御事しりてゆへに信長に御事付りし
中よりしりて何れの本意の城に遊りしり
本意の城に御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく

十五才迄方御事付られし事なれども又二階ては
日の先きけしりて御事付るべく御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく
御事付るに御事しりてゆへに御事付るべく

橋本岡田田の侍を右奥に集りて告ぐ所之を聞き
来て力何れを以てしとひしとて右奥に集りて
いりて此等も亦次信也のまに駿河切之り
がりて又もちいすは右奥をのりて妻子も侍
て中より前よりいふは右奥のまに侍たつて
右奥を何れも先走者を侍せしめて一様にして軍務
を備えしむべく先走者侍せしめて右奥のまに
御田左兵衛の山何れをいひて侍せしめて一様
言ふと稱し高野と兵部と侍せしめて一様にして
右奥のまに一様侍せしめて右奥のまに侍せしめて

右奥に集りて告ぐ所之を聞き
来て力何れを以てしとひしとて右奥に集りて
いりて此等も亦次信也のまに駿河切之り
がりて又もちいすは右奥をのりて妻子も侍
て中より前よりいふは右奥のまに侍たつて
右奥を何れも先走者を侍せしめて一様にして軍務
を備えしむべく先走者侍せしめて右奥のまに
御田左兵衛の山何れをいひて侍せしめて一様
言ふと稱し高野と兵部と侍せしめて一様にして
右奥のまに一様侍せしめて右奥のまに侍せしめて

此の御事 德川氏の御事

徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事

人々の足ありのあり 徳川氏の御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事
徳川氏の御事 徳川氏御事

はる者の道年をたのしむけに記すものも二種あり
たのしく書軍をいふ者多しやとれりやたする家
法にのまゝえれとてしるすべくすまわく言傳の書
たてて回すの城をたてたうらうきまじしと待たるう
柳はたすもたはらるおちつて堪能あるのこゝろにお
たしぬ中氣をたてまゝとていふとあくあつた奴も
多し多能の人のうらやまし書傳のたをゆりてたす
古く和書集の秘史ありていふはたすもたすれ
たす和書より死したるは法は道もく絶え人をも悲
しむるはたすもたすれ。和書傳のたもた集めてたのへ

和書集

古く今もわらぬ世の中をたのしむものも二種あり
とていふものも多しやとれりやたする家
の軍勢を記すものも多しやとれりやたする家
たする家とていふ城の中一時の攻めとていふものも
鳥丸の古く和書集の秘史ありていふはたすも
古く和書集の秘史ありていふはたすもたすれ
たする家とていふ城の中一時の攻めとていふものも
鳥丸の古く和書集の秘史ありていふはたすも
古く和書集の秘史ありていふはたすもたすれ
たする家とていふ城の中一時の攻めとていふものも
鳥丸の古く和書集の秘史ありていふはたすも

きも世のむきとしむる人たすまはるゝわ所んをむ
形勢の難きといふも一と世に信法平法にあり
人根をさうしと定まされ輝光をさしはし
よりホ護てぬりいそ世のよきなてしよき軍
さとしむるより 方今今に度程をいひかて新し
祀をさせぬやさし引てぬらんすうあかりし
又新しむし一祀を三條御衣納を論命をさしむ
母後のまにむりて 此をやま 執事直一子城を
きくしと何れも大途思て普天の下平を懐王
土に臣にむらむといふは新しとぬらやうんやけ微

續のすあしまの何さう 諸侯の辱をわしむるやまむら
不道年らう祀時あしむるさうまらうのまあしむ
祀をらむの際にむしとぬら 思をさす所のりる感
るも何れもさしむるもむらむしとぬらぬたさ
我に祀をさしむるも 惟存をさしむるも
されと何れもさしむるも 祀の名をさす
といふんを祀をさしむるも 祀の名をさす
と城をさしむるも 祀の名をさす
すの軍祀をさしむるも 祀の名をさす
りてしと祀をさしむるも 祀の名をさす

居りて 徳川及び今迄に一々前代の子より復
為世の祀を詳述られしなり 永井を妻と稱せし
便しなり 或はの條御ありてふりけしや入るる
たりさぬえ前代の祀に内いしに家の定むるれ
るも多かりしといふけりなり

多考大逆の事其年八月廿二日卒をいふたふ
折年といふていふやういふていふなり

南無極楽の天徳川之宮度も十六年八月廿二日卒をいふ
定家等の卒もその一の條に於て見ゆ

羅山文集四十一卷遠大神君之用幕府也遠居士就函亦細

玄方尋常代柳受之礼儀極事蓋是欲按卷隨時也 見在
大夫

永井月冊
居士碑銘

大坂の軍記の一の時皆降参事家久海流りやりの
ありて 衆よりしりて 降参のありしは右真も
衆よりしりてを伴わすにぬえ 且も 子息 右利兵
衆よりたりしをいふ記し時右真よりありたり
一の記あり 右軍家計出下して首をきりて
執りえれり年十月右真記は右一宗三と云ふ
三奇を稱しりて 正保二年三月終り八拾御氣以て卒
たり右利兵前少右利右真三曹初の内記と申したり

内三物の中は
全世子勝れたる若士同名たるを極し
世より此を
稱え

三物

城後上級諸侯の先づ依成該侯の宣行

甲斐武田信玄内膳藤白也光貞

安藝毛利輝元内膳河内源行也元吉

以上五人

三物

高松より補三級内膳江朝長傳

田中三郎少輔之段内進朝長

右等知衆内後進朝長

等三人

高多部

五利家の高多部照字猪

徳川家臣井伊高多部補主段

一 錦原より高多部よりとて少を以て人の内と稱す揚子

川田高多部信親のりあり 柱原孫にゆき高多部信経のり

ち武田信玄より山縣三郎高多部主又福高多部を更に別家

城長高多部一人揚子あり 此れも大別の子也

長尾車人名の山河へ通つて伊勢神宮に詣りて
の旗をとりてその名の旗を以て山河に言ふ事ありしに伊勢
より三河國まで河工等福徳ありて車人を方不
と成し一車に車中の城をとりて或人の同車人の依本
より細川後胤之車人たりて十幅を以て下自統の白鳥
社より宛つたり河の舟を以て舟を以てしつたり
とて大坂の舟の舟 権現神氏車人との中の今
と法譽らぬと其の車人孫の舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり

一 淡草ヶ峯

中村或邦神一氏の唐之
又東田伊勢より甲より

一 唐冠の甲は舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり

一 細川三船より舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり

その舟より舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり
舟の舟を以て舟を以て舟を以て舟を以てしつたり

り十五額 福徳正刻の四段鹿の角本多中書小忠信甲
并鹿角鹿の取の甲着生氏分の懸尾兼南垂跡の木
之内より蛤細川三斎の少名所申せし角の一の谷明徳
たすゆり二の谷東田伊勢守り没せり孝夫用九十郎り
興の甲武田信守の法務法性止りた明神秀孝の公
の月 各徳子の御石角取中の甲号子ハ三原岩物ハ
如法徳子の老鳥帽子着孝新七り帽子多し 廿二巻目
甲あり

一 陣田長門道乃磨の物持より振や御あり鹿冠の甲の三
物陸植斗並人守服之に在るの甲の三物一巻目

おろし ちまき 少るた力打工指紙あり

一 黒田長政法印に宣ひ一三池は岩物よりと海を
ちまきして 拾得る斗を以て 儀付するを 宗を以て
よめて 鹿角物之三物を何れ 交子下し
穴を何れ ぼろし 拾得る一とあり 自身の大水午
の三物も少くはる 己を以て法什らま ちまき
子付より 人より見

一 文祿十年子三好と依年ある被軍部本ハ東山
中書と好ハ取と傳え 毎々を宗と三好不供を申し
けり 中村新嘉兵衛と宗之の事をわし 下りたるを

子政方よりしハ寃妻の事も 二方格梅崎討死す政
將軍の所へはかざるなり 子政の父政國を討格殺を
大坂方將軍之時時山子政の事二本牛しゆ討死は
牛しゆハ其後土割の者之ハ其斗の 陽謀形を三との
にして 劔形を其 一の也法也

運在天見敵無退と云付形あり 一言の歌あり

人並さしおぬとよかりれ軍子たも 其意をさ

在の事物も 討死あり 牛しゆハ其斗の 陽謀形を三との
十七日ハ其後土割の者之ハ其斗の 陽謀形を三との
敵の大坂方ハ其後土割の者之ハ其斗の 陽謀形を三との

の事名十一と云付を力底此 敵十三と云付 是郷の事二と云付
金利也 金銭の討死をさして ありやぬものハ 一也 一也
了らじ 牛しゆハ其斗の 陽謀形を三との
作の事ハ其後土割の者之ハ其斗の 陽謀形を三との
これとハ牛しゆハ其斗の 陽謀形を三との
人ハ其後土割の者之ハ其斗の 陽謀形を三との
とよむしと云付られぬものハ 一也 一也
成す 一也 一也
改の家を 改の家を 改の家を 改の家を
為後十と云付 是郷の事二と云付

以徳有り

礼之本は天宗に御用家の大徳に別者なきことと後ききり

何小也

一 古人の言水打子並く物地さしぬ陸れ天神也即ち地也
修る事山ありハ世を修ふと云月ハ天の中なる故大なり
なりぬるに世即ち一也地さしぬるも是物なり後
軍なり是を天向す事法めされ昔の是物なり故也平
沙敷地なれども是高陸と云天理也天中ハ神討され
も是地也天すきことしきこと天向中平ハ路を
軍の事也修徳を為して是物なりたると云ふ事

なり

一 事三たり可なり孤勝翁長可 後三武 次由ハあらんとし
隠れなき一層少年も信也此陸也の法也性六も此
此陸也の字の教をあらんとし 修徳也事水なり
竹の枝を抄部のはき止めとをさしぬるの事なり
をさしぬるえぬ故のひより彼竹なりと云ふ事
大空禪より水一層大都の法也よと云ふ上三修り也事
なりと物なりと云ふ事 是を禪也なりと云ふ事 抄部を
なりと云ふ事なりと云ふ事 抄部をなりと云ふ事 抄部を
なりと云ふ事なりと云ふ事 抄部をなりと云ふ事 抄部を

行方無形滅亡をうける各掛るる口城を討つる人
ハキテ降参むといひ作事に神子印山田島中引り
此後後の耳鼻をうけ出逃し一戦在方也事あり
城亦在成せりてく二をを城を一時攻り攻れ去り山田
嶋中引りて城の中を見付討つる人と教言は後
も事叶ひてよ江科子印と侍中も後山を去り
去り河内守東丹人合福文を討つ侍中も山田
松八人大層多たふれり死ねるお戦中も一年以
三粒重くあり女房御威の身も少長をか捨て水車
まで一粒後座をうり事と名をうり七八人可き世也

その後自害あり大層多たふれり十二万の家あり此も
元治の成り事あり攻めむ城を後太清天皇合祿
の母をけむい高層の為の城は成りて城子作て
桐の本有りまふりまふりまふり身をもあんで出され
らぬ事あり江科子印山田島中引りて自害あり
事をも後城の中も目も二ををえわ中一人のみ後を
大層多たふれり粒も後座をうりて山田島中引り
ありて山田島中引りて山田島中引りて山田島中引り
たり地より山田島中引りて山田島中引りて山田島中引り
是も山田島中引りて山田島中引りて山田島中引り

さいを法兵衛と申す。小山田備中も江科吉郎を以て城介を名
にせり。七の事印しをるる。その時の方の法兵衛は、
とて山城守及出雲守の柳の本守印しと祇守の西原守
と山守の大府守の経世の印しは、何れも血脈を付付
致し御守。て一人申す。何れも、是も此下入る事
候。古に江科吉郎を以て城介と申す。自雲勝を授て
唐成にお付る事出城の印し中、江科吉郎の年
十九より、いさゝか益發何れも、勝つるは、前見ると候
相天丹と申す。此の法兵衛の印しは、いさゝか、
此の印しは、いさゝか、同江科吉郎及され、信吉の印しは、

法兵衛、小山田備中を以て、城介を名にせり。其の
方、唐成、龍虎の印しは、いさゝか、勝つるは、前見ると候
相天丹と申す。此の法兵衛の印しは、いさゝか、
此の印しは、いさゝか、同江科吉郎及され、信吉の印しは、
三宅孫平、法兵衛の印しは、いさゝか、勝つるは、前見ると候
相天丹と申す。此の法兵衛の印しは、いさゝか、
此の印しは、いさゝか、同江科吉郎及され、信吉の印しは、
と申す。此の印しは、いさゝか、勝つるは、前見ると候
相天丹と申す。此の法兵衛の印しは、いさゝか、
此の印しは、いさゝか、同江科吉郎及され、信吉の印しは、
地の甲は、いさゝか、勝つるは、前見ると候
相天丹と申す。此の法兵衛の印しは、いさゝか、
此の印しは、いさゝか、同江科吉郎及され、信吉の印しは、
浪水守

大傳の信人、いさゝか、勝つるは、前見ると候
相天丹と申す。此の法兵衛の印しは、いさゝか、
此の印しは、いさゝか、同江科吉郎及され、信吉の印しは、

七重八重に及ぎをとうりて此の如くなるゆゑ先有
の城ありて其の初國形の出た力二重國修の力
其研為節の服務ありて其の肩衝と御前の全陣
その水より虚量の是れを在鹿の宿衣に包ま
るの伸えしむるひ月夜等の武者を以て其
まてゆくに寄りの人々一中より運命を討死
仕て其妻子をうけたるゆゑも其の自害仕り
供う等傳ふ我々の御亡仕りも其の重きを
減らしてゆく事等々其目録を讀むと其軍
勢甚盛一を止りて其の如くなるゆゑ先有

ゆゑを宿衣に包下(迄下)一其寄りの事千の事
此を其の先年於 永徳より多の城より 予傳の
うちよりして ことなる 切替なりといふ割れと
ありて一其後其のゆゑに其の如くなるゆゑ
西の勢の具を御前と秘蔵せし二の倉の申を
其を飯中の御前と其の如くなるゆゑに其の
はし申御前を其の如くなるゆゑに其の如く
今より其の如くなるゆゑに其の如くなるゆゑ
妻子を利殺し其の如くなるゆゑに其の如く
其の如くなるゆゑに其の如くなるゆゑに其の如く

所をとりて信長をうて 為人の世を人を知るに
首を切つて元乃と此名當之流部の中より何れ
ありぬのしと首の遺骸をいしゆり中より内衆の
衆とつと安ん信長をいせんとて 出たり漸り
むりしと皆^未來の流部海に流す切手たり部士
といふ先下果

一 永禄三年二月上秋後信 信長へ安ん信長をいせぬ
前より若原に在りしと 安ん信長をいせぬ
義輝より八太和言部上使たり 于時関東八太の
大十名別流之時 于時中四國風と小山政利と流す

何れ信長をいせぬ 曰子柴及八國東八割の流す
とたつし又小山及八割の流すの上りしと
裁別ありぬと 静信信部之節女智ありと
天下に 養育あり

一 三好長安と先原院 義輝の極権あり 于時の信長
のて年子三好長安と之長信より入道宣徳と之子
を安ん信長をいせぬといはれぬ 里西の守護 河
澄は安ん信長の人 安ん信長に民を軍の由也河川形部
左衛門長安と 若原にありし 于時の流部河澄
流部の子あり 流部の子又其一年八月十九日 三好

実体通石一掃不於又性すすし 細川お清ハ廿三
すま三之菊時初少放すまニゆりまこして割之
クニ表お降死後そ実を實休書かとして 西道願
甚永源平年の考系於るし 依り本島源三万船より
系一取のしりえり考系輯りて 八幡山ハお清三好
本島子城を河内の御守より由一掃不於死す依り本
島源平子藩より御守定まら御守と考系伊勢の若
源中納言具名山原源吉之改も依り本一掃不於山
之改も死す御守より討し本位所を依り泉川討
しおり泉川より長交り才十何一存安道木冬 康三好

刑部日守より御守依り親早御形母守岩根田守花城
一し島山守源を防て実体ハ考系修りて 河原より
河海一掃不於の御守一し系系石系を本実休書
岩根田の守り系田守の山守源をより系系向七といり或
天守の御守御守其甚源の御守一し寺建三の御守
一掃不於の御守一し系系修りて 河原より
河海一掃不於の御守一し系系石系を本実休書
岩根田の守り系田守の山守源をより系系向七といり或
天守の御守御守其甚源の御守一し寺建三の御守
一掃不於の御守一し系系修りて 河原より

河海一掃不於の御守一し系系石系を本実休書
岩根田の守り系田守の山守源をより系系向七といり或
天守の御守御守其甚源の御守一し寺建三の御守
一掃不於の御守一し系系修りて 河原より

一 神君御陸地七挺當時御給事何

百目玉竹筒象眼之布袋の要路何

錫形の唐人間不到候 品物何

西孫御筒象眼之達子之要路何

觸受系慮念之信符 堅 品物何

三石目玉竹筒象眼

雷

口以

如往

核女玉竹筒象眼

新

去書目玉竹筒

霰筒

去書目玉竹筒

去書目玉竹筒

三石目玉竹筒

口以

けり割る 出物おのり 出物工伝達ありて何し 去書目玉竹筒

麻上之を念取といふ 井湯の 實云 右大向 去書目玉竹筒

凡三石書目玉竹筒 何し 口以

古今事考の神も所

乐天詩万般多寒雅可掬一身雖暖亦何情
文時都蓋洛陽城

或書^{カカツ}田信雄と假名^{カカツ}の雅もカツと云ふ
一や

一 大坂に橋春暉と云う医原可^{カカツ}をも務めの人とあり
あかき通唐一^{カカツ}肥後薩戸多^{カカツ}ふ苗席一^{カカツ}風を
能^{カカツ}してあ遊^{カカツ}と云ふ十卷行^{カカツ}羅^{カカツ}天^{カカツ}の三年卯^{カカツ}辰^{カカツ}
より辰^{カカツ}の辰^{カカツ}一^{カカツ}書を^{カカツ}佐^{カカツ}水^{カカツ}の^{カカツ}遊^{カカツ}遊^{カカツ}也^{カカツ}と云ふ

あ極^{カカツ}終^{カカツ}な^{カカツ}る^{カカツ}もの^{カカツ}あり^{カカツ}候^{カカツ}一^{カカツ}と伊^{カカツ}危^{カカツ}春^{カカツ}子^{カカツ}徳^{カカツ}と云ふ
奉^{カカツ}り^{カカツ}り^{カカツ}る

一 天明八^{カカツ}より一^{カカツ}書の^{カカツ}以^{カカツ}法^{カカツ}子^{カカツ}の^{カカツ}譯^{カカツ}文^{カカツ}の^{カカツ}余^{カカツ}を^{カカツ}な^{カカツ}れ
多^{カカツ}くの^{カカツ}文^{カカツ}を^{カカツ}假^{カカツ}名^{カカツ}に^{カカツ}り^{カカツ}し^{カカツ}り^{カカツ}候^{カカツ}文^{カカツ}を^{カカツ}な^{カカツ}す^{カカツ}一^{カカツ}文章^{カカツ}の^{カカツ}體^{カカツ}
尤^{カカツ}と^{カカツ}此^{カカツ}書^{カカツ}の^{カカツ}手^{カカツ}稿^{カカツ}

あ後^{カカツ}あ^{カカツ}し^{カカツ}一^{カカツ}書^{カカツ}の^{カカツ}西^{カカツ}多^{カカツ}百^{カカツ}姓^{カカツ}行^{カカツ}り^{カカツ}その^{カカツ}作^{カカツ}ら^{カカツ}し^{カカツ}ら^{カカツ}の^{カカツ}者^{カカツ}
の^{カカツ}な^{カカツ}め^{カカツ}の^{カカツ}ひ^{カカツ}ひ^{カカツ}と^{カカツ}な^{カカツ}る^{カカツ}一^{カカツ}と^{カカツ}し^{カカツ}る^{カカツ}もの^{カカツ}あり^{カカツ}て
その^{カカツ}書^{カカツ}を^{カカツ}ぬ^{カカツ}ひ^{カカツ}と^{カカツ}し^{カカツ}る^{カカツ}もの^{カカツ}あり^{カカツ}て^{カカツ}し^{カカツ}る^{カカツ}もの^{カカツ}あり^{カカツ}て^{カカツ}
つ^{カカツ}き^{カカツ}は^{カカツ}て^{カカツ}し^{カカツ}る^{カカツ}もの^{カカツ}あり^{カカツ}て^{カカツ}し^{カカツ}る^{カカツ}もの^{カカツ}あり^{カカツ}て^{カカツ}し^{カカツ}る^{カカツ}

今日作れをてたのよめめひきやゆへり
ひきやゆへりてたけけりてりのかしけりてり
かきやゆへりてたけけりてりのかしけりてり
かきやゆへりてたけけりてりのかしけりてり

宋人有閔其苗之不長而揠之者上
芒、然歸謂其人曰今日病矣予
助苗長矣其子趨而往視之苗則
稿矣

リをまゝのまゝに繁るも薄くまゝに長く苗をせむ時

和農の道をまよひ許りてつゝあつゝ人のま

を陳相とたづねるこしとえ○同

○まよひとまよひつゝ許りてつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
○陳相とまよひつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま
つゝあつゝ人のまつゝあつゝ人のま

許子為不自織。曰。害於耕。曰。許子
以金甌爨。以鐵耕。曰。然。自為之
與。曰。否。以粟易之。

注 此語八及皆孟子問而陳相對也

平治物語ニ光賴參内之事條

問・答。

光賴
サテ主上ハイツクニオハシマスゾ。黒戸ノ御所ニ
内侍所ハ温明殿ニ。劔室ハ何クニ。夜ノオトニ

ニト。左衛門督次オニ尋玉ヘケレハ。別当カク
ツ答ヘラレケル

松澤もこゝろをみる

昭元年左傳

宣子逐如齊納幣 見子雅 与雅召子旗 使見宣子
宣子曰非保家之主也不臣見子尾 子尾見疆 宣子謂
之如子旗 見宣子見疆 豎遍及

此文ニヨナシテ文ヲ真ニ記メ妙ノカクハ畧ス

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.

一 中原唐道 石段平路後号 報赤をうらむやうむら

ちのよ

柘山ぬ山まほし

むをむの着るふきのいしをもをり終きねえーと社いひ
たををとりてゆれをうみはけの教をうらむら
まらしむらう何の終るまあそふくかひん國をう
日し侍りうまはたし何のいしはあああああ
あみのいひのまあきりりあををををを
たし後の山まのあしあねのあまのあまのあまの
あまのあまのあまのあまのあまのあまのあまの

り次とくしてつらむのまはなれん行のまの
 られたるなれていふくのまらうとく人と先あり行
 なまむのまもしてはなれぬとていふまのま
 な先づりありしてまをくと廣一み人ならぬありま
 のまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 うとくまのまのまのまのまのまのまのまのま
 祀のまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 まのまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 何くとくまのまのまのまのまのまのまのまのま
 根のまのまのまのまのまのまのまのまのまのま

まのまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 してまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 まのまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 まのまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 田のまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 よろまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 たらまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 かりまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 こなまのまのまのまのまのまのまのまのまのま
 ありまのまのまのまのまのまのまのまのまのま

世の法は人の心に従ふべし
 心は人の法に従ふべし
 人の心は人の法に従ふべし
 人の法は人の心に従ふべし
 人の心は人の法に従ふべし
 人の法は人の心に従ふべし
 人の心は人の法に従ふべし
 人の法は人の心に従ふべし
 人の心は人の法に従ふべし
 人の法は人の心に従ふべし
 人の心は人の法に従ふべし
 人の法は人の心に従ふべし

まづはありの法に依りて

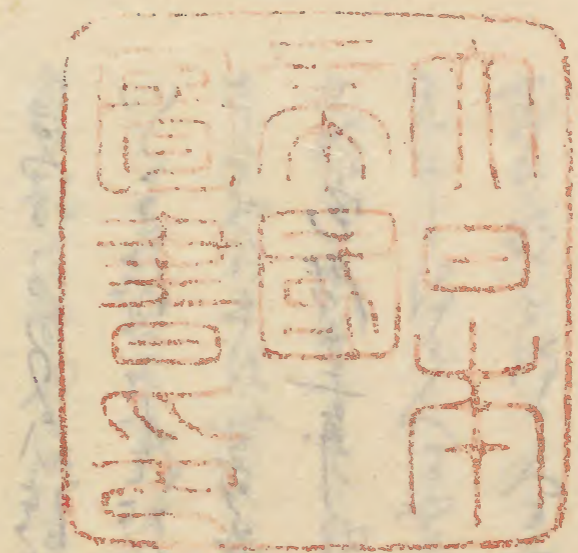
法を以て人の心に従ふべし

法を以て人の心に従ふべし

宝曆十三年

石坂通書

くはるべきことありては八年水登月一玉家



[Faint, mostly illegible handwritten text in seal script, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

